

平成25年第3回太良町議会（定例会第3回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成25年9月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成25年9月13日	9時30分	議長	末次利男	
	閉会	平成25年9月13日	13時7分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席11名 欠席0名 欠員1名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	田 川 浩	出	7番	牟 田 則 雄	出
	2番	江 口 孝 二	出	8番	川 下 武 則	出
	3番	所 賀 廣	出	9番	見 陣 泰 幸	出
	4番	末 次 利 男	出	10番	久 保 繁 幸	出
	5番	欠 員		11番	坂 口 久 信	出
	6番	平古場 公 子	出	12番	下 平 力 人	出
会議録署名議員	8番	川下 武則	9番	見陣 泰幸	10番	久保 繁幸
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 福 田 嘉 彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	岩 島 正 昭	環境水道課長		藤 木 修	
	副 町 長	永 淵 孝 幸	農林水産課長		新 宮 善 一 郎	
	教 育 長	松 尾 雅 晴	税 務 課 長		大 串 君 義	
	総 務 課 長	毎 原 哲 也	建 設 課 長		土 井 秀 文	
	企画商工課長	松 本 太	会 計 管 理 者		高 田 由 夫	
	財 政 課 長	川 崎 義 秋	学 校 教 育 課 長		野 口 士 郎	
	町民福祉課福祉係長	津 岡 徳 康	太良病院事務長		井 田 光 寛	
健康増進課長	田 中 久 秋	代表監査委員		木 塚 賢 司		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

## 平成25年 9月13日（金）議事日程

開 議（午前 9時30分）

- 日程第 1 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第 2 報告第 3 号 平成24年度太良町一般会計継続費精算報告について
- 日程第 3 議案第54号 太良町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 4 議案第55号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第56号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第57号 太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第58号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第59号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第60号 財産の取得について
- 日程第10 議案第61号 財産の取得について
- 日程第11 議案第62号 財産の取得について
- 日程第12 議案第63号 平成24年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第64号 平成24年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第65号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第66号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第67号 平成24年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第68号 平成24年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第69号 平成24年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第19 議案第70号 平成24年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第20 議案第71号 平成25年度太良町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第21 議案第72号 平成25年度太良町山林特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第22 議案第73号 平成25年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第23 議案第74号 平成25年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）に

ついて

日程第24 議案第75号 平成25年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について

日程第25 議案第76号 平成25年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

日程第26 閉会中の付託事件について

追加日程第1 意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

追加日程第2 意見書第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）の提出について

追加日程第3 意見書第5号 道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出について

---

#### 午前9時30分 開議

#### ○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

#### 日程第1 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）

#### ○議長（末次利男君）

日程第1. 経済建設常任委員長の報告を求めます。

#### ○経済建設常任委員長（坂口久信君）

議長の許可を得ましたので、経済建設常任委員長の報告をいたします。

平成25年6月の定例会におきまして付託されました所管事務調査について、7月25日に、現地視察を含めて委員会を開催しましたので、その経過並びに結果について報告をいたします。

今回、本委員会は、簡易水道施設整備について、現状を把握するため、現地調査及び聞き取り調査をいたしました。調査の経過につきましては、初めに、現地において担当課に説明を求めながら視察した後、机上で担当課を交えて委員会を開催し、その中で委員からは活発な意見が出されましたのでその主な内容を申し上げます。

1点目、簡易水道において、突出して有収率の低い地区がある。配管の老朽化による漏水等が考えられるので、早急な改善が必要ではないか。

2点目、工事に伴う配管敷設図等の補整はもちろんだが、全区域の配管敷設図等の整備は

できないか。

以上の意見について、町当局への要望事項として提出をし、回答を得ましたので、その内容を申し上げます。

1、計画的な改修については、経年した施設等の改修は不可欠であり、特に突出して有収率の低い地域については、町の財政事情を考慮し、5年間程度の短期間で全体的な敷設がえ工事を計画し、効果的な事業の執行及び早急な施設の更新を図り、有収率の向上に努めたい。

2点目の回答として、全区域の配管敷設図等の整備については、一部敷設時の記録等が乏しく、地区の関係者からの聞き取りにより作成しているものであり、箇所によっては精度の低いものである。一度に全てを精度の高いものに変更するには財政的にも厳しいため、新規の改修工事等実施したものや、漏水修理、道路改良等で差異を確認できた箇所はその都度更新していきたい。

以上のような回答がありました。

このほかにいろんな水源地のフェンスの改修工事とかにつきましては、町が予算措置もされて、三、四カ所の防護については工事もできたところもあるし、今後実施するというような予定をしておられましたので、早目の対応について大変ありがたく思っているところでございます。

こういう中で、財政的な考慮をした中で、前向きな回答がありましたので、町民の福祉の向上のために、今後とも改善に向けた努力をされるよう要望をし、以上をもちまして経済建設常任委員会の所管事務調査の報告といたします。

終わります。

○議長（末次利男君）

経済建設常任委員長の報告は終わりました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

委員長さん、席へお戻りください。

○経済建設常任委員長（坂口久信君）

ありがとうございました。

○議長（末次利男君）

以上で経済建設常任委員長の報告を終わります。

## 日程第2 報告第3号

○議長（末次利男君）

日程第2. 報告第3号 平成24年度太良町一般会計継続費精算報告についてを議題といた

します。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

討論ないので、採決します。

報告第3号 平成24年度太良町一般会計継続費精算報告について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（末次利男君）**

起立全員。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

**日程第3 議案第54号**

**○議長（末次利男君）**

日程第3. 議案第54号 太良町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○1番（田川 浩君）**

提案理由もありますように、これは平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法に基づき、太良町子ども・子育て支援会議を設置するとともに、委員報酬の額を規定する必要があるためにこれを提出するとありますけれど、ここに書いてます子ども・子育て支援法ですね、これについて内容を少しわかりやすく説明してもらえますでしょうか。

**○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）**

お答えをいたします。

子ども・子育て支援法の趣旨のお尋ねについてでございます。

この子ども・子育て支援法につきましては、全面施行日は平成28年4月1日までの間で、政令で定める日に施行するというふうに決まっている法律でございます。目的は、端的に申し上げますと、少子化対策でございます。これにつきましては、少子化の対策につきましてはもろもろの国の政策がございますけれども、この中で厚生労働省が取り扱う内容につきましては、より子供を産みやすく育てやすくするための目的のための法整備でございます。これにつきましては、同時に3法案が出ておりますけれども、その中の一つがこの子ども・子育て支援法というものでございます。この子ども・子育て支援法は、この法律に基づきまし

て、新しい施策を実施することになるんですけども、そのためには地域の方々のニーズを調査しなさいと。そのニーズを調査して計画を立てなさいと。その計画を立てることのために本案の委員を選定する必要があるということで、条例の制定を提案をしておるところでございます。

以上でございます。

**○1番（田川 浩君）**

今説明してもらいました。要するに、事業計画を立てると。それについての意見を会議をするメンバーの方から聞いて事業計画を立てていくということですよ。我が町の場合、したらどういったことがその会議の中で検討材料として上がっていくか予測できるか、お聞きしていいでしょうか。

**○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）**

お答えをいたします。

この子ども・子育て会議につきましては、まずこの会議の目的としては太良町の子ども・子育て計画をつくるということでございますけれども、本年度、平成25年度におきましては、ニーズ調査を実施をいたします。アンケートをとります、保護者さんたちにですね。そのアンケートの内容をまず審議をしていただきます。こういうことを聞いてニーズを確認しているのですかということですね。そこで審議をしていただいて、おおむね了解が得られたところで、アンケートを実施すると。アンケートを実施した上で、その集計結果をお知らせする。集計結果につきましては、こういった方々はこういうふうなニーズがございます、こういうことを考えておられますというような報告、分析報告をいたします。これが平成25年度の予定でございます。で、平成26年度につきましては、そのアンケート調査の結果に基づきまして、本格的な計画の策定作業に入っております。それにつきましても、順次計画の内容につきまして、この審議会の委員さんの会議の委員さんの審議をいただきまして、計画の策定を進めていきたいというふうに思っております。平成26年度の中盤までの間には計画を策定して終えたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○1番（田川 浩君）**

そうしましたら、この13名ですかね、会議のメンバーが。こういった13名はどういった方を、もう決まっているなら教えてもらってもいいでしょうか。

**○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

13人につきましては、今のところ未定でございますけれども、この子ども・子育て計画の前身に当たります次世代育成支援行動計画というものがございます。これは平成26年度までの計画でございますけれども、その委員さんが13名いらっしゃいます。恐らく審議をいた

だく対象の方々はほぼ同じ方で大丈夫というふうにこちらのほうで判断をいたしまして、その計画が13人でいらっしゃるいましたので、それを踏襲することを念頭に設定をしておるところでございます。具体的に申し上げますと、児童福祉施設関係者、児童福祉施設の利用の保護者、小学校の関係の方、あと小学校の保護者、学童保育の関係の方、社会福祉協議会、主任児童委員、民生委員、母子保健推進員、公募の方の中から13人の範囲内で選定をさせていただきたいと。で、委嘱をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

#### ○7番（牟田則雄君）

この中で、庶務は町民福祉課において処理するとなってるんですが、今説明された範囲で考えていきますと、文部省が入ったり、厚生省が入ったり、いろいろなところを網羅してやっていけというような、何か理解やろか、それで子ども・子育てというところをどこまで、子供として定義されるのか。そして今説明されとったとは、何か少子化対策を含めてということになれば、生まれた子供よりも生まれる前にどうやって産むかということが一番先決問題であって、生まれんと子供を幾らあがんとしても、少子化対策として考えた場合はやっぱり産める状況をどうやってつくるかということが一番のもとになるのが必然的だと思うんですが、そこら辺が生まれた子供には、子育て支援は十分太良町の場合は待機児童とかなんとかというごたつとは余りないわけでしょう。保育園のほうで大体子育て応援は大概太良町はほぼ100%、それでできていると思うんですが、だからそれとの競合するところはどこになるのか。そこら辺がほんにこれわからん。大都会で待機児童が今全国で2万人以上まだおるといふ、そういう待機児童の多いところで、行けない人たちを何とか支援しましょうということなら話がわかるんですよ。ほぼ100%保育園で支援していきよる中で、これはどういう位置づけになるのか、ちょっとそこら辺をお願いいたします。

#### ○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、この法律の最もメインとなっているところは、待機児童の解消、これは非常に大きな問題ということで取り上げられておりまして、これが最も一番の眼目となっております。そのほかに認定こども園を進めていこうという考え方も盛り込まれております。今、幼稚園と保育園は文部科学省と厚生労働省に分かれて所管をしておりますけれども、今認定こども園実際ありますけれども、一体全体どこが所管なのか、法律がまぜこぜになっておりまして、どこが監督官庁なのかということで位置づけが曖昧になっております。これをこの法律によりましてきちんと整備するということになると思います。そうすると、幼稚園も保育園もどこか一つのところが担当することになるということで、国では今この子ども・子育て会議につきましては内閣府というところが担当しておりますけれども、いずれそのうち幼稚園も保育園も統合していくという形の方針になっているやに思われ

ます。今のところそこまでは踏み込んでおられませんけれども、国はそちらの方向に流れていくというふうに思っております。

それと、根本として少子化対策ということであるのであれば、もっと手前にやることがあるのではないかと御指摘でございますけれども、まさにそのとおりでございます。子供を産み育てるためには、産んだ後のこともありますけれども、まず経済的な面もありますし、子供を産み育てる喜びをもっと啓発していく必要もございます。その他多面的な方向から少子化対策は進めていくべきでございますけれども、今回のこの法律に基づくものにございましては、なるべくじゃあ子供を産んでみようかなと、もう一人産んでみようかなという環境整備をすることが目的ということで制定をされております。その他の経済的なものや啓発関係、また母子の健康、いろいろあると思っておりますけれども、そこら辺のことにつきましてはまた関係の省庁からのアプローチがあるものと思っております。

以上でございます。

#### ○6番（平古場公子君）

この13人の委員さんの中に、必ずしも女性ばかりとは限らないと思うんですけど、男女共同参画の意味も込めて、男性の方も入っておられるんですかね。

#### ○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

今のところ、この13名の方につきましては、男性、女性の前提での考えはございませんけれども、余り性別が偏ることがないように配慮をしたいと思っております。

以上でございます。

#### ○6番（平古場公子君）

子育て支援という少子化もですけど、女一人ではどうしてもできませんので、できれば半々ぐらいに現役の男性の方も委員として選任をしていただきたいと思っております。答弁要りません。

#### ○8番（川下武則君）

牟田議員さんと似たような話になるんですけど、これ町長に聞いたかったとぼってんですよ、実はこの子育て会議とか、こういうのも非常にいいことだと思うんですけど、その前の若い人たちが結婚をしないといいますか、その結婚ができる条件、その中でやっぱり町が何とかもうちょっと、2年前にお見合い大作戦というかそういうことをしたと思うんですけど、そういうのをもっとこう町を挙げて頻繁にやってもらって、どうしても子供を産む前の段階といいますか、結婚が、どういいますか、そういう部分をもうちょっと町のほうで策定してあげないと、今のこの太良町にはそういう若者の活気といいますか、そういう部分が欠けているんじゃないかなというふうに思うんですよ。できれば、お見合い大作戦じゃなかばってんが、そういうのを町のほうの指導で頻繁にできないもんかどうか、そこら辺の町長の見解

をちょっとお聞きしたいんですけど。

**○町長（岩島正昭君）**

お答えします。

お見合い大作戦で、ナインティナインで全国的にやったわけでございますけども、どうしても10組がペアになったわけですけど、遠距離恋愛ですからね、なかなかこれはカップルでいるのは厳しいということで、その後に鹿島市のある保育園の独身の女性を太良町に来ていただいて、12名やったですかね、これ1回目やっております。で、向こうの園長さんにもそのようなことでお話でもされたということもしておりますし、またこの前の期成会の中で、諫早で期成会の事務局でございますけども、207と有明海西部地区の期成会でございますけども、その諫早の市長にもこういうことをやりたいというふうなことで、諫早市と太良町の婚活という形で内諾をいただいております。だから、なるべく遠くじゃなくして、周辺自治体とそういうような計画をしていきたいと。余り遠く離れますと、どうしても遠距離になりましてデートもできない、メールだけではということで、どうしても薄くなりますから、そういうふうなことで今現に計画をやっている状況でございます。

以上です。

**○3番（所賀 廣君）**

これは、今ここの庶務の規程7条で、会議の庶務は町民福祉課において処理をするということになっております。これは、子ども・子育て会議の案ですが、教育面を除くということはやっぱり不可欠な問題かなというふうに考えますので、当然教育委員会、学校教育課長あたりを一緒にした、町民福祉課に限らずやっていけばどうかという感じがしております。特に、今懸案事項といってもいいくらいに、大浦の児童館、あるいは三里分校の統合、多良小学校の本校に統合という問題も抱えておりますので、この辺も踏まえたところでこの子ども・子育て会議というのを考えてみたらどうかと思いますが、教育長、その辺どのように考えますか。

**○教育長（松尾雅晴君）**

突然の質問ですので、どういうふうな回答を議員さんのほうに、学校教育関係につきましては、幼稚園、それから小・中学校というようなことで、ある意味子育て、ここで言うところの子育てというのはやっぱり赤ちゃんができて、そしてある一定の年齢までというようなことで、教育委員会がお手伝いできることにつきましてはお手伝いをさせていただくというような、ちょっと具体的にどういう対応をと聞かれても、ちょっと現在のところ、お手伝いできる範囲内ではお手伝いをしたいというような御回答でよろしゅうございますでしょうか。

以上です。

**○3番（所賀 廣君）**

さっき私が言いました大浦の児童館、三里分校ですね、これはできれば反問はしていただ

きたくないような感じで質問をするわけですが、子育てという分野を広く考えたときに、この両方、大浦の児童館のこれから、三里分校のこれからというのはどういうふうにお考えでしょうか。ちょっとずれる質問になって申しわけありませんけど、この際ついでにお聞きしたいなという気がしております。

#### ○教育長（松尾雅晴君）

三里分校につきましては、順次地元また保護者の方々と話を詰めております。ちょっとこの場で云々ということにつきましては御遠慮させていただきたいというふうに思いますけども、児童館につきましてはちょっと現在のところそういった対策と申しますか、そういったことについては……。児童館につきましては教育委員会の管轄じゃないということで、三里分校につきましてはおいおい御報告させていただくような形をとっていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）

大浦児童館の件につきましてお答えをいたします。

現在、大浦児童館につきましては年々利用児童が減少している状況でございます。昭和50年代には100人以上の子供さんが利用されておられましたけれども、今は14名でございます。町の補助金というのは、年額200万円ということで、固定にしておりますので、ほかの経費は子供さん方の保護者さんからの保育料で賄うことになっております。毎年、その予算、決算を館長さんからいただきますけれども、非常に切迫した状況でございます。このまま子供も減り続けていけば、必ず経営はうまくいかなくなるということはもう見えております。子供は御存じのとおり少子化が進行しておりますので、このまま大浦児童館を存続させる方法がどうしても見つからないという状況に今立ち至っておるところでございます。このことにつきましては、保護者様方々にも町の考えをお示しをしておるところでございます。保護者様も今後どうしていけばよいのかということを検討なさっていただいております。

以上でございます。

#### ○11番（坂口久信君）

今、関連してですけれども、この父兄さんたちに報告がなされたというのが非常に近々であってというような考え方ね。そういう折にやっぱり父兄さんも非常に戸惑いを感じると。その前からいろいろな話は多分園の園長さんとは話があるかもしれませんが、果たして下々に推移、状況が果たしてわかっていたのかどうかですね。その辺で多分父兄さんたちもきゅうきゅうに来年から打ち切らるっじゃないかかというような考え方は持たれて、非常に戸惑いを感じておられると。その辺のやはり父兄さんたちに対してのそういうどうしてこういう状況になるのよというようなことを早目にわかれば、やっぱり父兄さんたちの対応も

不満もそう持たれんでうまく解消でくつとやなかかなという気はするわけね。私も全部聞いとうわけじゃなかけんがわかりませんが、あそこは確かに14人じゃあるけれども、夏場は夏休み期間中はそういう対応もしていただくとかなんとか、いろんな話がありよる。私自身は、多分今後はなかなか厳しかやろうというようなことで、余り期待せんとがよかよというようなことを言うておりますけれども、きょう幸い何か昼から話し合いがあるというようなことですので、その辺のやっぱり父兄さんと、議員さんか、きょうは。そういう父兄さんの思いを町はしっかりと受けとめて、そして丁寧な対応をしていただければやはり父兄さんたちもある程度の気持ちは持ってその対応をしていただくものと思いますので、その対応については、今後いろんな場面が出てくるとは思いますけれど、ぜひ丁寧な対応をして、そして納得していただいて、そういう状況をつくっていただければと思いますけれども、担当課長。

#### ○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

この御質問のことにつきましては、以前から館長さんとはこのままではということでお話はしておりました。平成23年ごろから、このままではちょっと厳しいですねということはお話をしておりましたけれども、館長さんもお父様の代からの通称ひまわり保育園ということ でなさっておられて、非常に御尽力をいただきました。もう23年度は赤字になる、でもここは私が何とかしのぎますということで、ちょっと言葉が汚いですがけれども、自腹を切つても運営をしていただいたということがございます。そこまで、事ここに至っておるところでございますので、このままではという気持ちがございましたけれども、保護者様からは厚い信頼を得られておられるということで、またあそこは小ぢんまりとしておられますので、子育てサークルとしても非常に有効に機能しておるということで、保護者様からは非常に好評をいただいている施設でございます。ので、何とかこのまま続けていければというふうに思っていたのは担当である私の偽らざる気持ちでございます。しかしながら、公共施設、福祉施設につきましては、耐震診断を実施しなければならないという決まりに基づきまして、平成24年度に耐震診断を実施いたしました。その結果、一定規模の地震が起きた場合、倒壊するおそれがあるという診断結果が出ました。この結果に基づきますと、早急な改修が必要だと。しかし、子供は減っている、これから先もふえていく見込みはどうも立てようがないということで、どうしようどうしようということで悩み抜いた結果でございます。その結果、利用される保護者様につきましては、お気持ちを考えれば、もう来年度でやめるけんとか、もう再来年度でやめるけんとかということを軽々に言えるものではございません。非常に悩み抜いて上司等と相談をした結果、もう言わんざんたいかんですと。いかんぞというところで、タイミングがそういうタイミングになってしまったということでございます。保護者様には何でこんな大事なことを急に言うかということでございましたけれども、そのお叱りは

甘んじて受けざるを得ないということでございます。議員さんからの御提言につきましても重く受けとめる覚悟で答弁をいたしたところでございます。

以上でございます。

#### ○副町長（永淵孝幸君）

少し補足をさせていただきます。

この件につきましては、もう県のほうから、再三児童館で保育をするのはおかしいと。それは、今まで児童館を認めたのは、大浦の太良の保育園があって、幼稚園があって、定員オーバーだったと。そんな状況の中で苦肉の策というようなことで認めてきたと。しかし、現在大浦の幼稚園にせろ、保育園にせろ、定員割れしている状況なんですよ、そりゃ皆さん御存じのとおりです。ですから、いつまでもまた建物も先ほど言いますように耐震診断も十分でないような中で、町がいつまでもかかわってはいけないというふうなお話がありまして、実は4月に1回、私も館長さんとお話をし、また8月7日には、指定管理者である館長さん、それに保護者代表、2名様見えられまして、またそこには主任児童委員さんという方も見えられて、今係長が説明したような内容、それで行いました。ほいで、今実は館長さん給料もらいよんされんとですよというところ、そがんこと知らんやったということはちょっと後で聞きました。仮に、館長さんが給料を支払いながらやるとすれば、今の保育料で計算してみれば4万円から6万円ぐらいになりますよと。それでも皆さん方がやりたいと言われるのであれば、うちもまた再度協議をして、診断、建物ですね、ある程度改修していかんと危険な状態と言われよつとに使うわけにはいきませんのでということも言っております。そういったことで、今のところは、結論は町としてはあなたたちがそれでもやるという意向であれば教えてくださいと。そうしないと、うちも来年の3月が指定管理の期限でもあるし、大体そこでもうやめる町は考えを持っていると。しかし、皆様方からそういった要望があれば、また再度協議をしなきゃいかんというようなことになっているような状況でございます。それで、過去に2園やめられたいきさつも説明もしております。こういったことで、自分たちではもうやっていけないというようなことで、自分たち保護者さんたちがもう廃園いたしますというようなことで見えられておりますというふうなこと。それから、もう一つ、ちょっと少し長くなりますけれども、大浦を差別しよつとやなかねということまで厳しいことがきました、差別はいたしておりませんと。大浦にもちゃんと保育の場所がありますし、夏休みも学校で子供を預かったり、放課後も預かったりしておりますし、そういったことはやっておりますよというふうなことを申し上げて、一応お話を聞かれたというふうな状況でございます。

以上でございます。

#### ○11番（坂口久信君）

中身については、私十分わかってしよるわけですので、別にそれを残せとかなんとか言い

よるわけでも何でもありませんので、ただやっぱりそういういろんな丁寧な、例えば料金の上がるにせろ、いろんな問題にせろ、体制の問題にせろ、いろんな問題あたりをやはりぴしゃっとした説明をして、そしてやはり快くというか、いかんけど、最終的に納得されるような状況の中で、そっちのほうに持っていったかということをお願いするわけですから。我々はもう初めからちゅうぎいかんばってんが、保護者の皆さんがちょっと来られて、そういうどがんでしょかって、要望書も多分、陳情書ですか、出ているはずだと思いますけれども、その対応についても今のようなきれいな答弁をして、そしてあとは父兄さんたちが判断するでしょうし、やはりうちの議会もきのうの話し合いの中でも、最終的には言うべきことはぴしゃっと言うて、ある程度の判断をせんばいかんじやなかかなという話し合いもしとるわけですから、町もやはりきれいなその辺のきれいな説明をしていただければ、やはり父兄さんたちもそれなりの考えをされて、それなりの決断をされると思いますので、その辺についてはやっぱり今後いろんな場面があるかと思いますが、ひまわり児童館についてはそう特別はないと思いますけど、今後いろんなところでいろんな場面があるものですから、そこら辺の十分丁寧な説明をしていただいて、その結果について、そういう状況をつくっていけば、いろいろもめでよかつちやなかかなというふうに思いますので、ぜひその辺な注意してね、やはり丁寧な説明をしていただきたいと思います。

終わります。

#### ○9番（見陣泰幸君）

済みません。子育ての条例の第6条に書いてある、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、云々と書いてありますけど、委員以外の人というのはどういう人で、例えばどういふことがあった場合とかですね、どういう意見を聞くのかとか、そこら辺をちょっと教えていただければ。

#### ○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

この太良町子ども・子育て会議条例に上程させていただいておりますこの案の委員さんにつきましては、町の執行機関の附属機関という位置づけになります。これは、町のいろいろな決め事、計画、それぞれのいろんなことを考える場合に、この委員さんたちが自分たちの知識や経験等を持ち寄って協議をして、物事を決めたり、判断したりする、意見を集約する場になるわけでございますけれども、これは当然子ども・子育て会議条例ということで、子ども・子育て会議の計画の策定によって、策定のためにつくる会議ではございますが、それ以外の子ども・子育てに関する事項、例えば先ほど申し上げられました学校教育の関係につきましても協議をしていただくことが可能でございます。その場合に、例えば何らかの協議が必要だということで、この委員さんたちのお知恵を拝借することがあるかもしれません。そのときには、その問題の当事者とか、そういった方に事情を、どういったことでこういう

お気持ちでられますかとか、そんなことで会議の中にお呼びしてお話を直接聞くことも可能ということで、その含みを持たせた形でのこの書き方ということになっておるところでございます。具体的な想定につきましてはありませんけれども、必要に応じて関係者を呼んでお話を直接伺うことができるという条文中で丸めてあるというところでございます。

以上でございます。

#### ○9番（見陣泰幸君）

内容の策定とかこれからだと思んですけど、ちょっと今から先のことになると思うんですけど、今現在不登校とか、そういう関係で児童相談という人ですかね、こっちの担当の方が、名前はちょっと伏せますけど、定期的に見えられていると思うんですよ。それもこの範囲が中学校までか高校までかわかりませんが、そこら辺をお願いしたいんですけど。それで、これも教育委員会かもしれませんが、やっぱりそこら辺の担当になった人、係に、こっちの児童の相談士っていうのを何か聞いたんですけど。そこら辺の人たまには話を聞いたり、それでちょっと昔には、太良においては、不登校もおりません、いじめもおりませんという返答は聞きよったんですけど、実際には不登校もおれば、いじめもあってるわけですよ。もうそういうことをひた隠しに隠す時代でもないと思うんですよ。ですから、そういうところも幾らかはやっぱり表に出して、相談をしたりとかという時代が来てると思うんですよ。ですから、そういう児童相談士ですかね、ちょっと違うかもしれませんが、そこら辺の人の意見も聞いたりとか、そういうことをお願いしたいと思うんですけど、どうでしょうか。

#### ○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

議員が御指摘されておられる児童のさまざまな諸問題につきましては、それぞれの個別のところでの協議が必要だとは思いますが、大きな流れとして、児童のいろいろな悩み事に対する対応機関とか、どんなふうな機会があるのか、どういった対応をすればいいのかということにつきましては、この会議で検討することは可能ではあると思います。ただし、ごくごく個人的なこの子供さんの今の状況とか、ある子供さんが今こういった状況に置かれていて、どうすればこの子供が健全に育成できるかという個別なケースにつきましては、児童相談所なりの個別のケースによって検討されるべきものではないかなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

#### ○9番（見陣泰幸君）

個別の相談は児童福祉の担当で、こっちの担当ではないですって言われますけど、やっぱりその足がかりとして、この町内のせつかく子育て、こういうところをつくったのであれば、やっぱり初歩的なことをここでまとめて、やっぱり上までいかんでいいようなことを体

制をとるのもこの子育て会議、この担当でも責任も少しは持っていいんじゃないかとは思いますが、どうですか。

**○町民福祉課福祉係長（津岡徳康君）**

お答えをいたします。

この子ども・子育て会議につきましては、どちらかといいますと、個別ケースに対応する検討機関というよりも、町の方針とか、施策に対する検討機関という位置づけでございますので、そこら辺がちょっと少しマッチングしないのかなというふうに思っておるところでございます。当然、問題のある子供さんのいろいろな諸問題につきましては、会議の方々も把握していただく必要はあると思いますので、必要に応じましてそこら辺は対応していければなとは思っております。

以上でございます。

**○副町長（永淵孝幸君）**

お答えします。

ちょっと補足させてください。

いろいろ今学校での不登校、いじめ、虐待、こういったところがあった場合は、関係課寄りまして、また県あたりの児童相談所あたりも相談して、個々に対応し、必要な場合は両親にも厳しいことを話したり、厳しいことを言ったりして、子供と親を引き離すといったケースも出ております。ですから、その辺についてはこの学校関係とか、児童虐待とか、そういったところはもう関係課で今のところの対応はしているところでございます。ですから、さっき言われたようなその子ども・子育て会議とは若干ずれるかもしれませんが、その中でもそういった個々の案件が出てくれば、協議は十分可能だというふうなことで今担当課と話しておりますので、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

**○教育長（松尾雅晴君）**

学校関係のほうからお話をさせていただきますと、ホットサポートたらという一つの組織をつくり、4小・中学校、それに太良高校の教育相談、それからソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラー、それから行政のほうの町民福祉課、健康増進課入っていただいて、横の連絡、そういったことをしっかり現在していただいて、非常に学校現場としては実際に学校だけで対応してもなかなか突き進めない案件が、町民福祉課、健康増進課入っていただいて、即県と直結し、対応していただいた実例が昨年、今年度非常にありますし、学校自体助かり、学校の職員も非常にこういう組織体があるという、行政が入っていただいたおかげで非常に対応が早かったと。子供たちにとっていい結果が生まれているというそういう実例があります。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第54号 太良町子ども・子育て会議条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第4 議案第55号

○議長（末次利男君）

日程第4. 議案第55号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第55号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第5 議案第56号

○議長（末次利男君）

日程第5. 議案第56号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第56号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第57号

○議長（末次利男君）

日程第6. 議案第57号 太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第57号 太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第58号

○議長（末次利男君）

日程第7. 議案第58号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

1点だけお聞きします。

今回、本町のポンプ車が新しくなったということで、ポンプ車に関しましては、栄町、本町と亀ノ浦と3台あると思うんですけど、それぞれ多分亀ノ浦は七、八年前にかわったと思うんですね。七、八年前にかえたと思うんですけど、その後多分栄町もかわったかなと思うんですけど、そのときのポンプ車の価格がわかればお教えてください。

**○総務課長（毎原哲也君）**

済みません。前回の栄町の価格ということでございますが、後ほど御連絡いたします。亀ノ浦もそのとおりにさせていただきます。

**○11番（坂口久信君）**

今回、ポンプ車を入れるということで、多良に2カ所、大浦1カ所というようなことで、ポンプ車が入ってるわけですけども、消防の例えば今後どういう体制、このままを維持していくのか、中身についてたまには話し合いが消防団の中でも話し合いがあっているのかどうかですね。町自体は、確かに今の600人体制かな、500人体制かな、その体制をやっぱり維持していくのかですよ、前はいろんな議論が消防の中でもあったと思いますけれども、つついこのごろになってから、なかなか消防のことに触れることもないような状況の中で、太良町全体を見て、どういう区分けをし、どういうシステムで、どういう効率がよい消防のあり方あたりを検討されるような場があるのか、ないのか。担当課長。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

ただいまの今後の消防団の方向性みたいなのはどうなってるのかという御質問でございますけども、毎月幹部役員会というのがあっております。その中でも、その500人体制を維持できるかどうかというのは常に出てきている問題でありまして、最近女性消防をつくらんかというような話も出ておるわけですけども、現在町民の数が1万人を切って9,000台に落ちているということで、その500人体制を維持するのが非常に難しくなってきたというような認識は幹部役員の皆さん全員ありますわけですけど、最近500名をきちんと確保できておるということで、その女性消防のほうもまだちょっと導入は時期尚早でしょうという話も幹部の中であってます。できる限り、今の幹部の皆さんの考えはできる限り500人体制が維持できる間は維持をしていって、どうしてもにっちもさっちもいかななくなった場合につきましては、本当に各部の統合も視野に入れたりして、定数の削減も考えていかなければならないのではないかと認識を持っておられるということは、常日ごろの会議の中でも出ておられるところでございます。

**○11番（坂口久信君）**

当時は何カ所か合併とかそういう機運が高まったというざいかんとはばってんが、ある程度機運も高まって、何カ所かされたというような状況たいね。そういう中で、ある程度、一、二カ所すめばそれから全くそういう機運がないと。非常に各消防団、一地区の消防団を維持

するのに非常に金銭的にも太良町の負担にもなるし、そういう状況の中で果たして効率的な消火活動ができていいのかといえば、一遍にどおって行って、使う車は何台かというような格好の状況の中で、やはりある程度は機動力のある消防団にしていくべきじゃなかかなど。いろんな遭難となんとかあった場合には非常に大きな人数も要ったりなんかするし、我々が消防団を軽視しとるわけでも何でもなし、非常に太良町にとってはありがたいことではあるけれども、やはり今後太良町がそれこそ課長が言うように1万人を切った中でそういう消防を果たして維持していききるのか、もうやっぱり不安になってくるわけですよ。その辺については、やっぱり今この消防のあり方というのは火を消さんような状況で、常に毎年そういう状況の話をやはりしていくことが、幹部初め団員の皆さんたちもそういう意識が太良町のあり方、消防のあり方の意識がどンドンどンドンつながっていくんじゃないかと思うわけですから、ぜひそういう年に一遍は絶対そういうものを話し合いをする場をぜひ持って、効率よい消防のあり方を今後追及していただければと思います。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

議員御指摘のとおり、年1回とじゃなくて、日々の幹部役員会の中でもそういう話出ておりますので、そういう危機感等を持って今後とも消防のほうに対応していきたいというふうに思います。

**○7番（牟田則雄君）**

ちょっと今関連質問になりますが、そのずっと500人という、どうしても500人、太良の場合は今言われたごと、1万6,000人ぐらいおったときも多分500人、今1万切っても500人というところで、その500人にこだわるあれは、補助金が500人なかったら出ないのか。それとも今夏季点検とかなんか、全員が集まるときにも三百何十人とかそのぐらいしか集まっとらん。そして、いざとなったときも多分その人たちはよそにおられて、めったに太良町にはおられんという人たちあたりも相当入られとるという話も聞くもんで、そこら辺の500人というたら、組織の中から考えたときに500人おったほうがよかということじゃいろ、必ず500人、太良町ぐらいの町ならおらんぎな、いざというときに対応できないのか。その500人という隊員の数というところがそりやどういう考えに基づいて500人となつとるのか、ちょっとそこら辺を私は消防のあれには関係したことはありませんので、ちょっとそここのところを聞かせてください。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

その500人というのにこだわっておるといふ一番の理由というのは、単純な話かもしれませんけども、条例で一応500人という定数が決まっておるといふところで、その500人もできる限り維持していこうという、消防団の総意みたいなそんな感じで動いてきておるといふ

す。だから、それを先ほど申しましたとおり、女性の消防団をつくって、そして500人は変えないで、例えば、例えばの話ですけど、男性の消防団員を450人にして、女性消防団を50人にしましょうとか、そういう話もぼちぼち出始めてきておるわけですけども、なぜその500人にこだわるのかというと、その維持できる間は維持していこうという、それだけの問題ではないかなと、私個人的には思っております。

**○11番（坂口久信君）**

これとはちょっと視点が違うかもしれませんが、今回消防団が小型消防ポンプ操法の大会で県で優勝して全国大会に行くというようなことで大変喜ばしいことですが、町長、この応援体制についてはどのようにお考えですか。

**○議長（末次利男君）**

ちょっと今議案外でございます。後で審議してください。

あとはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

討論ないので、採決します。

議案第58号 財産の取得について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（末次利男君）**

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第8 議案第59号**

**○議長（末次利男君）**

日程第8. 議案第59号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○9番（見陣泰幸君）**

議案第59号から議案第62号まで全般にわたってですけど、この補正について、この議案については24年度の前半から執行部も購入をすると、議会側も賛成の立場でずっと話し合いをしてきたと思うんですよ。ですから、こういう問題については、やっぱり当初予算に上げてもらって、それから補正をするという形をとってもらったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

当初、当初予算でという考えは持っておりましたが、各分収林さんのお考えを再度3点に絞って確認をして、条件提示をしてから、当然材価等、買い取り金額等をシミュレーションをいたしまして、それである程度合意に基づいたところで、議会にも2月に全員協議会で御説明をしたところですが、そういうことで6月の補正というようなことで対応させていただきました。

以上でございます。

**○9番（見陣泰幸君）**

言われていることはわかるんですね。しかし、24年度、前年度からそういう話もしてきて、ある程度その反別といえば平米数ですかね、そういうことも確実にわかっているわけなんですね。それで、その前から点数もつけたり、議会側も回って点数もつけたり、そういうこともしてきてるんですよ。それで、大体のことはやっぱりわかると思うんですよ。わかることについては、やっぱり当初予算で上げていただければ、こっち側としてもありがたいとは思いますが、どうですか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

この件につきましては、町の山林運営委員会等に諮問をしていただくというようなことで、何回となく運営委員会で協議をしていただいております。それから、その結果に基づいて立木調査等々行ったものですから、どうしても当初予算には間に合わないというような状況でございました。今後、こういう事態があるとするならば、もっと前倒しで当初予算に間に合うべく、その予算の計上の仕方をやっていきたいと考えております。

以上でございます。

**○9番（見陣泰幸君）**

これ7分収林あったと思うんですけど、残りの3分収林の金額をちょっと、昔の資料を見れば大体わかるんですけど、ちょっと教えていただきたい。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

2月と6月の全員協議会で御報告をいたしましたと思いますが、大川内の分収林が553万3,000円、それから蕪田分収林が570万7,000円、それから柳谷分収林が375万2,000円という状況でございます。

以上でございます。

**○8番（川下武則君）**

財産の取得ということで、取得はいいことだと思うんですけど、今後この取得した分収林をどういうふうに町としてはやっていこうかというふうに、担当課長、考えていますか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

この7分収林のうち、計画的に主伐をかけながら立木を販売したいなというふうに考えております。ですが、現在ちょっと材価のほうが安いもんですから、その辺も木を選抜をしながら有利販売につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

**○8番（川下武則君）**

木材が低迷する中で、値段が上がればとか、採算が合えばということであれですけど、それについては専門的な方がいらっしゃると思うんで余り心配はしてないんですけど、結局せっかくこうやって財産を取得したのを最大限に利用できるそういうシステムといたしますか、餅は餅屋に任せんばいかんということわざがあるように、そこら辺だけはきっちりやってもらって、やっぱり町が買っとってよかったなど、そういうふうに町民の方皆さんが、周りの方がそういうふうに思われるような施策といたしますか、そういうのをやってもらいたいなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

トータルで59.7ヘクタールに及ぶ広大な森林でございますので、当然水源涵養、それから国土の保全というようなことで、計画的に、先ほど申しましたが、計画的に主伐をかけてまいります。当然管理も十分やっていきたいと考えております。

以上でございます。

**○10番（久保繁幸君）**

今、59ヘクタールというようなお答えなんですが、今後これを、今材価が安いというようなお答えなんですが、保守方法をどのように、保守、保守といたしますか、伐採、間伐等々、今まではこの分収林の方がやっておられたんでしょ、その件に関しては。それを今後どのように、どの方とどのような方法で契約されるのか。町の担当の方でやられるわけではないでしょうから。その辺はどのように思っておられるのか。わかっとらん。わかっただけでございまして。わかん。保守。わかりますか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

県の補助事業等を活用しながら、まずは作業道、作業道の整備を図りながら主伐、間伐を森林組合さん等々をお願いしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

**○10番（久保繁幸君）**

その森林組合さんとの契約ということをする予定ということなんですが、ここ4分収林上がっておりますが、いろいろやっぱり単価が、取得価格が違いますよね。その辺で、価格

が違っているところはまたそういうふうな保守も違うのか。伐採とか、そういう道をつくったりするあたりのですね。それは県の補助等を受けられるということですが、その今から先、みんなこの7分収林全部森林組合にお願いするというわけですかね。それって、また値段的にはどういうふうになるのか、その辺はお考えになつとるのか、今からなのか、お伺いいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

その辺につきましては、今後上司と相談しながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第59号 財産の取得について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第60号

○議長（末次利男君）

日程第9. 議案第60号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第60号 財産の取得について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第61号

○議長（末次利男君）

日程第10. 議案第61号 財産の取得についてを議題といたします。  
質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。  
討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第61号 財産の取得について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第62号

○議長（末次利男君）

日程第11. 議案第62号 財産の取得についてを議題といたします。  
質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。  
討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第62号 財産の取得について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12～第19 議案第63号～議案第70号

○議長（末次利男君）

日程第12. 議案第63号 平成24年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19. 議案第70号 平成24年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8議案を一括議題といたします。

質疑に入ります前に、木塚代表監査委員に決算審査の過程及び結果について報告を求めます。

#### ○代表監査委員（木塚賢司君）

私、本年7月1日に監査委員の任命をいただき、業務に努力しておりますが、ふなれですので、皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。

では、本題に入ります。

平成24年度太良町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計、町立太良病院事業会計、定額資金運用基金の運用状況の審査意見につきまして監査委員を代表し、その概要を申し上げます。

詳細につきましては、見陣監査委員と合議により審査意見を集約し、配付しております決算審査意見書のとおりではありますが、要点について申し上げます。

なお、審査意見書は千円単位となっておりますので、決算書とは若干数値が異なるところがございますが、御了承願いたいと思います。

まず、一般会計と特別会計につきましては、町長より審査に付された太良町各会計の決算書類が関係法令に従って作成され、太良町の財政状況を適正に表示しているか、各事業が福祉の増進、また経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票と証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの事情聴取による審査、例月出納検査、随時監査等の資料に基づき、審査を実施しました。

審査の結果、平成24年度太良町各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は関係法令に準拠して作成され、その計数は関係帳票、その他証拠書類と符合しており、平成24年度決算書におきましては適正に表示されていることを認めます。

予算の執行については、目的に沿って執行されており、財産に関する調書の中の11の積立基金についても適正に運用され、また定額資金運用基金の運用状況につきましても、決算書記載のとおりであることを認めました。

一般会計決算は、歳入総額54億7,195万6,000円、歳出総額53億4,193万5,000円、また特別会計決算は、歳入総額21億4,040万9,000円、歳出総額20億9,118万2,000円となっており、本年度の一般会計、特別会計では、歳入総額76億1,236万5,000円、歳出総額74億3,311万7,000円となり、1億7,924万8,000円の黒字となっております。

また、一般会計の町税収納状況を見ると、調定額6億5,890万7,000円に対し、収入未済額は1,870万9,000円となっており、前年同月比で612万7,000円減少し、収入未済額は年々改善されております。

各会計におきまして適正に執行されておりますが、各特別会計について、一部意見を申し上げます。

まず、太良町山林特別会計についてですが、材木価格は依然低迷しているが、500ヘクタール以上ある直営林での収益確保に向けた方策等を検討されることを要望します。

次に、太良町国民健康保険特別会計についてですが、平成23年度に保険料改定を行い、財源の確保を図ったが、今なお厳しい運営状況にあるので、健診受診率向上に努め、医療費を抑制し、安定した運営を行ってほしい。

次に、太良町漁業集落排水特別会計についてですが、今後も計画的な維持管理、接続率の向上を図ってほしい。

最後に、太良町簡易水道特別会計についてですが、人口減少となっている今、給水人口の増加は見込めないと思われます。しかし、水道施設の維持管理等には経費も必要となってくるので、計画的な運営を図ってほしい。

続きまして、定額運用資金の運用状況についてですが、3点意見を申し上げます。

1点目、土地開発基金についてですが、長期間運用された実績もないので、この基金自体の必要性を検討すべきではないかと思われます。

2点目、育英資金貸付基金についてですが、目的に沿った適正な運営がなされている。しかし、長期間延滞となっている貸し付けもあるので、今後は延滞額の回収に力を入れてほしい。

3点目、高齢者等肉牛飼育基金についてですが、昨年に引き続き、延滞額が増加していた。円滑な基金運用のためにも、回収努力の強化に努めてほしい。

次に、平成24年度太良町水道事業会計において審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について地方公営企業法など関係法令に沿って作成され、当事業の財政状況を適正に表示しているか、また経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票と証拠書類との照合を実施、また関係職員からの事情説明、例月出納検査、随時監査等の資料により審査を実施しました。

審査の結果、当年度の経営状況及び財政状況につきましては適正に表示されていました。

本事業の経営成績を示す損益計算書を見ますと、総収益5,434万3,000円、対前年度比38万1,000円の減、総費用4,891万5,000円、対前年度比623万2,000円の増となり、542万8,000円の黒字計上となっております。

今後、人口減少などにより、給水収益の増加は見込めないと思われます。しかし、水道施設の維持管理等には経費も必要となってくるので、簡易水道と同様に計画的な運営を図ってほしい。

次に、平成24年度町立太良病院事業会計において審査に付されました決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書については、地方公営企業法など関係法令に準拠して作成され、当年度の経営状況及び財政状態につきましては適正に表示されていました。

当事業につきましては、事務長を中心に収益確保に向けた病院改革プランを実行され、着

実に利益向上につながってきております。今後もさらなる事業の効率化、経営の健全化を図ってみたいと思います。

次に、平成24年度太良町財政健全化及び水道事業会計健全化並びに町立太良病院事業会計健全化の審査につきましては、いずれも適正基準指標となっており、健全な運営をされていると認めます。

最後に、景気回復の兆しも見えない社会情勢ではありますが、町税初め、自主財源の拡充を図っていき、計画的な行財政運営を推進してほしいと思います。

以上で平成24年度太良町各会計及び企業会計の審査意見についての概要報告を終わります。以上です。

**○議長（末次利男君）**

以上で代表監査委員の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号から議案第70号までの8議案につきましては、正副議長を含め10名の議員で構成する企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

異議なしと認めます。よって、議案第63号から議案第70号までの決算の認定については、企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りします。ただいま決定されました企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会の委員につきましては、太良町議会委員会条例第6条第3項及び第4項の規定により、1番田川君、2番江口君、3番所賀君、6番平古場君、7番牟田君、8番川下君、11番坂口君、12番下平君、以上8名を指名し、議長、副議長を含め10名といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を企業会計及び一般会計等決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時9分 再開

**○議長（末次利男君）**

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

答弁漏れがっておりますので、許可いたします。

**○総務課長（毎原哲也君）**

先ほど田川議員の御質問につきまして、答弁漏れがありましたので、お答えをいたします。  
まず、ポンプ車の栄町の前回の購入価格でございます。前回は、平成22年3月26日に購入いたしております、1,753万811円となっております。それから、亀ノ浦でございますが、前回は平成17年10月14日に購入いたしております。これにつきましては1,417万5,000円となっております。

以上です。

**○議長（末次利男君）**

この際諸般の報告をいたします。

休憩中に企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われました結果、委員長に下平君、副委員長に所賀君が互選された旨、報告がありました。

以上で報告を終わります。

**日程第20 議案第71号**

**○議長（末次利男君）**

日程第20. 議案第71号 平成25年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○3番（所賀 廣君）**

この補正予算書の20ページ、商工振興費でこの特産品販売施設整備事業に4,530万円ですか、補正額として計上されておりますが、この特産品の販売施設ですね、これは平成22年11月に各種団体の方々から陳情書なり要望書が出て、第4選果場跡地を町が購入したところではありますが、これがもし議決されれば、その着工の予定としてはどのようにお考えですか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えいたします。

着工の予定につきましては、本日の補正予算のほうで予算が通過させていただければ、うちのほうから今度建設課のほうに工事の委託をお願いいたします。建設課のほうの諸般の都合等もございまして、その辺に関しましてはいまだ未定でございます。

以上です。

**○3番（所賀 廣君）**

これも議決されればということになるとは思いますけど、この施設恐らく法人組織として運営されるようになると思われまして、完成した暁ですが、この建物をどういうふうにするのか、

貸し出しての家賃収入とするのか、あるいは指定管理者制度を目指すのか、またたらふく館さんのように、上限を設けて収益の2分の1を町に還元してもらうというふうに考えるのか、その辺の運営体制方法についてはどのようにお考えですか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えをいたします。

運営の方法等につきましては、ただいま建物の建設でちょっとこれで手いっぱいございまして、この新たな委員会組織あたりも今からの立ち上げでございますので、これからの体制づくりにつきましては委員会立ち上げなりましてから、建設と並行しながら話し合っ、どういう体制が一番いいのか決めていきたいと、これももちろん上司と相談をしながら決めていきたいと思ひます。

以上です。

**○3番（所賀 廣君）**

この町との契約のあり方については、たらふく館の例をとりますと、その納入の業者なり会員さんなりが、果たして今満足されておられるのかという、決してそうでないような感じがしております。今回の場合にもそういったことがないように、十分検討、検証を重ねて、後でああしまったというふうにならないような十分な考えに基づいてやっておく必要があると思ひますが、町長、その辺のところをお願いしたいと思ひますが。

**○町長（岩島正昭君）**

運営体制につきましては、今担当課長お話しいたしましたとおり、今から発注、きょう予算を通していただいて、今から発注ですから、発注と並行しながらそういうふうな運営体制に持っていきたいということと、もう一点は、議員御提案のとおり、私の耳にもたらふく館のるる内容等々には入っていますから、出品者方々から。その辺を加味しながら今度新体制の役員さんたちと向こうを参考にしながら、こういうことがあるというようなことを話しながら解消に向けて新体制で頑張っていたきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○9番（見陣泰幸君）**

同じく特産品販売のことなんですけど、今回4,500万円の補正が上がっておりますけど、この加工場、売り場面積、このトイレとか、そこら辺の面積ですね、そこら辺が前もろた資料とどういふふうに変わってきたのか。それと、この加工場にどういふ加工をして、どういふ施設を置くのか、計画が立っておれば説明をお願いします。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えをいたします。

まず、加工場の品物の関係ですけども、これに関しましては、特にこれというのは決まっておりますが、海のもの、魚、クラゲとか、太良町でとれる産物等の加工を行っていくと

ということで今計画をされております。先日の全協の折にもお話をいたしましたけども、販売等も非常に厳しい状況でございますので、販売ルートのほうもあわせて今検討をしながらされているところでございます。

それから、坪数のことでございますけども、当初7,500万円の概算でお願いしておりましたのは、規模といたしましてはたらふく館並みということでお願いをしとったところでございますけども、今回委員会からの要望等を受けまして、売り場ですね、販売場が約35坪でございます。加工室が合わせて、ここも30坪ぐらいになりますけども、合わせて138坪という申し出がございまして、実施設計の結果、補正をお願いしているところでございますので、当初はやはり建物が大体決まっていなかったというのがありまして、今回決まったということでこの予算になっております。御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

#### ○9番（見陣泰幸君）

個人的な考えで申しわけないですけど、やっぱりこの施設においては加工場に力を入れていただきたいという思いがあるんですよ。それで、特に今決まっていなくていいんですけど、この建物が建てる期間もあるでしょうから、その間にでも何を加工するのか、そしてどういうふうな加工施設を入れるのか、そこら辺をある程度煮詰めていただいて、やっぱりすぐにでも加工を、どういうものを目的とした加工をするのかということ、やっぱり早急にでも決めていただきたいと思うんですけど、それについてどうですか。

#### ○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

ただいまの見陣議員言われましたように、委員会がぴしゃっと立ち上げなりまして、運営方針あたりを決めていかれると思いますので、加工品についても何をするかというのを決めて、早急に決めていただきたいと思いますと考えております。

それから、先ほど設備の件も御質問されておまして、済みません、申し損ねておりましたけども、先日の全員協議会の折には設備関係については私の口からはちょっと申すことはできないということで申し上げておりましたが、先日一応町長のほうとも協議をいたしまして、いろいろ高価な設備等もあることから、町長といたしましては幾らかの支援をしていかんばいかならうという考えをお持ちでございます。

以上でございます。

#### ○9番（見陣泰幸君）

今答弁いただきましたけど、やっぱり最初からちゃんと何を加工すると、そういうことを決めてプランを立てて、どういう施設を入れる、そこまで計画をしていただければやっぱりその設備も含めてこういう予算に上げてきてよかったんじゃないかなという思いもあったわけですよ。それで、この先今新たにこういう加工をつくりますから、こういう施設設備です

かね、機械を入れてくれと。そしたら、また今言われたように、全部利用者負担ではいかなでしようから、町からも幾らかの補助金を出すということになれば、また予算のほうも補正で上がるのかなと、こっちもそれはどこまでとまるのかなという不安もあるんですよね。やっぱり、町長そこら辺はこれから先どういう対応をしていかれるのか、お聞きしたいと思います。

**○町長（岩島正昭君）**

今、見陣議員の質問の中に設備というような質問はなかったと思いますが、担当課長がそういうようなことで先走ったといいますか、設備の話をしとるわけでございますけど、設備につきましては、これは全額補助とはやっぱりいかんぞと。やっぱり幾らなりとも自分たちが融資を受けて、借金で何かして、そして返済していく形をとらんことには赤字やろうがなんじゃろうが、親方日の丸はいかんということで、やっぱり幾らかなりとも出していただくと、補助という形でやるようにしております。現在、会員の方にどういうふうな機器等が要るか、今集計して提出してもらおうところでございます。あとは、そういうふうなことで加工につきましては、これはもうメインは、さっき議員がおっしゃるとおり、加工ですよ。過疎債を借る以上は、条件つきで加工場はつけな過疎は借られんということになっておりますから、そういうふうなことでどういうふうなことをするかという、要するにあとはどういうふうなことをやるのかとお聞きになっても、運営は民ですから、今からこういうふうなきょう予算を立てていただければ、私は先ほど言いましたとおりに、並行しながら、今度役員さんたちと協議をしながら、こういうことをやりたいという、あとは議員さんたちと一緒に報告を受け、内容等々については知ってもらいたいというふうに思っております。まだ、執行部とそこの物産館の役員さんたちの話の中では、おたくたちには話が見えないですから、ある程度方向づけが決まれば、またこういうような別の会議を持ちまして、全協なりなんなりで内容等々についてはお知らせしたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○11番（坂口久信君）**

今の問題ですけれども、いろいろ今回株式あたりでされるというような情報等もあっておりますけれども、これについて町はその株の取得についてはどのように考えておられますか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えをいたします。

株の取得については特に考えておりません。

**○11番（坂口久信君）**

建物と土地は町が出すわけですので、それを例えば株式というか、その出資というような格好です。どがん言えばよかかな。ですので、それを例えば株に換算しても町が持つというようなことも、法的にどうかはわかりませんが、やはり幾らかは町もかかわ

っていただきたいと、私は今後このぴしゃっとある程度軌道に乗るまでは、それなりの町のかかわりもあってしかるべきじゃないかなと。よその視察あたりも見よってもですよ、株式とかなんとかいろんな方法でやっておられますけれども、そういう中で道の駅あたりも例えば町は株を持って何かしたところも、ほとんどと言っていいほど株を持っておられます。そして、やはり確固たる基礎をつくりながら運営をして、徐々にうまく運営ができればと思っておりますけれども、ぜひそういうところも含めて検討を、町として検討をしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えをいたします。

今の件につきましては、今後上司あたりと相談をしながら、どうしていったら一番いいのかというのは検討をしていきたいと思えます。

以上です。

**○7番（牟田則雄君）**

20ページの、節でいけば7番と13番、これ関連することとは思いますが、竹崎城址展望台の公園指定管理委託料のマイナス141万4,000円に対する、これは多分その指定管理者の途中解約に伴うこれは減額と思うんですが、この上のほうの賃金、7番の賃金、それから13番の下のほうの増額補正の分はこれに対する手当と考えていいのか、それともほかにこれはまた事業を立ち上げたのか、お聞きいたします。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えをいたします。

20ページ、観光費の7番と13番ということでは言われましたけども、先日一応全協の折にも御報告をいたしました。指定管理、今まで指定管理をしていただいたSIN産業のほうを一応指定の取り消しを行ったところでございます。で、それまでは竹崎城址展望台公園の指定管理委託料としてお支払いをSIN産業のほうにしておったわけなんでございますけども、今回指定を取り消した関係上、後期分の、委託料の一番上なんですけども、141万4,000円は指定管理ができなくなりましたので、この予算を7番の賃金、それから11番の需用費、それから花壇管理委託料の5つに分けて、町の直営にいたしました。ですから、この予算の組み替えを行ったところでございます。

以上です。

**○7番（牟田則雄君）**

直営にいたしましたという説明ですが、直営なら賃金は要らないはずですので、また結局ほかの人をお願いして、その分に対する賃金という考え方でいいわけですね。そしたら、そういういつも考えていないようなことが今回みたいに、倒産とか、病気とか起こった場合に、代行執行者あたりのことは全然あがんとは頭になくて、太良町はそういう業者と契約をされ

ているのか。もし、そういう緊急な場合は、それにかわって代行、ほかの建設あたりの大きな工事あたりは必ずその代行執行者をちゃんと保証人みたいにしておるわけですが、太良町の場合はこの指定管理者はもう常にかがだめになったらもう直轄でやる、今後もそういう考えでいかれるのか、それともやっぱりそういう完工ができなくなった場合は、誰か代行執行者を決めてやるような考え方をしておられるのか、そこら辺をちょっとお尋ねいたします。

**○企画商工課長（松本 太君）**

お答えをいたします。

今回の場合は、大体前期分はS I N産業でしていただくというようなことなりましたけれども、ちょっと8月30日付で取り消した経緯がございます。それで、来年の3月31日付でこの指定管理が切れるというところに来ておりました。今回、今牟田議員言われたように、突発的なことでその指定管理ができなくなった場合はどうするのかということでございますけれども、通常であればまた指定管理を募集をして、選定委員会を開いて、議会にかけて選定をするということになります。ですが、今回は時間的にもうあと半年ぐらいしかございませんでしたので、今からまた新しい指定管理者の公募を行います。これは、ほかの指定管理も含めてですけども、ですからそれと同じくしていきたいと考えまして、今回は半年間直営でやっついていこうと考えたところでございます。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

また特産品の、今度は施設じゃなくて、あいた敷地のことなんですけど、前にも町長にも冗談みたいに言ったんですけど、食堂組合と相談して食堂をあそこに寄せればという話をしたと思うんですよ。それで、食堂組合と話をしたり、そういうこと、いろいろ難しいことあると思うんですけど、そこら辺の状況が許せばですよ、建物とか敷地いろんな面でありまして、そこら辺の考え方として、今後どういう考えをしておられるのか、質問します。

**○町長（岩島正昭君）**

今、スペース的には大分余裕がございますから、あとそういうふうな組合等々から申し入れがあれば、あれば、そういうふうに向きに検討したいと思います。ただ、あそこの立地条件といたしましては、野球場もある、病院もある、住宅もあるということで、恐らく食堂等々の要望等も来るかもわかりませんからね。その辺がもし要望等々あれば、随時太良の飲食店組合の皆さんたちもおいでになりますから、その組合の皆さんたちと協議をしながら、できる方向で検討したいと、今の時点であそこにつくる云々というのはまだお話もあっておりませんから、そういうふうな話が来ればまた前向きに検討したいと思います。

**○9番（見陣泰幸君）**

今後、時間とかそういう機会があれば、そういう話を出していただいたり、そして我々に

至っても、太良でどこがうまかなって言われたとき、あそこ食堂あっけんって言われるわけですね。今と違うてですね。そういう関係もありますので、今後ともよろしく願います。

**○2番（江口孝二君）**

今の関連ですけど、この土地の中には駐車場の整備も入っていると思います。先日の説明では、大型車を含めて91台の駐車場を整備するという説明にあったと思いますが、他の施設、近くに球場がありますね。球場が夏場には大会等である程度の車が入っていますが、そのときは共用して使うということの理解でいいでしょうか、町長にお尋ねします。

**○町長（岩島正昭君）**

お答えします。

あそこは、台数については、担当課長から皆さんたちにお話があったとおりに、ただ大々的な試合があった場合には、マイクロバスが5台、6台来た場合は、太良病院の裏のほうにそういうふうな開催の担当者等々が誘導し、普通の対外試合とかなんとかのあった場合は、そう台数も多くないんですから、あそことは共有して使っていただきたいというふうに、スコアボードのあっちのほうにつけてもらえばですね。それともう一つは、この道の駅の独特なあれで、車の割といっぱい詰まると、何かありよとかなって入るわけですよ。からっとすいとるなら割とお客さんも入り込みにくかということで、ある程度はそういう共有して利用していただきたいなというふうに思っています。

以上です。

**○2番（江口孝二君）**

済みません。この補正の19ページの3番の農業振興費の中で、イノシシの駆除、狩猟期間中の報償金ですかね、100万円上がってますけど、まず基本的に狩猟期間中ということであって、なぜ報償金を出すのか。また、これ何頭見てあるのか。また、その処分についてはどのように、本来狩猟期間中は本人さんの持ち物になると思いますけど、駆除期間中は埋設等で処分しなくちゃいけないと思いますけど、そこら辺はどのようになっていますか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

狩猟期間中の有害鳥獣駆除の補助金というようなことで、鹿島藤津地域の有害鳥獣駆除対策協議会というのがございます。その中の幹事会の中で、嬉野市さん、鹿島市さん、太良町、1頭当たりの駆除期間、狩猟期間も含めて補助金が違っていたものですから、幹事会の中で2市1町統一して補助金を交付できるようにできないでしょうかということで、幹事の2市1町の猟友会の会長さん方から御提案がございました。2市1町で協議をいたしまして、早速9月補正で鹿島市さんが計上するというようなことで、上司に相談をして、嬉野市さんは来年度から一緒に歩調をそろえますということですが、そういうことで今回補正をお願いを

したところでございます。この100万円の根拠でございますが、1頭当たり5,000円というように、200頭ということで、期間が11月から3月まで200頭というように予算を計上いたしております。

以上でございます。（「埋設」と呼ぶ者あり）

処分については、狩猟期間、冬場でございますので、食肉にされる方、あるいはされない方は埋設というようなことになろうかと考えております。

以上でございます。

#### ○2番（江口孝二君）

狩猟期間中は11月15日から2月15日までですよ。イノシシについては3月15日までと、私もしますので、なっていると思います。それと、今1頭当たり5,000円で200頭という答弁をいただきましたけど、今実際有害鳥獣駆除があっっていますよね。その分の報償金といえますか、それは5,000円ですか、何か違うような聞き方をしましたけど。そこら辺。

#### ○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

狩猟期間の補助金が、嬉野市さんが実施をされております。それが5,000円でございます。そういうことで、嬉野市さんに合わせて太良町も鹿島市も狩猟期間については1頭当たり5,000円というように予算の計算をいたしております。で、現在においては、駆除期間については4月から10月までですが、町の単独の補助が6,000円です。鹿島市さんは5,000円、嬉野市さんは駆除期間の4月から10月までは市の単独補助というのはございませぬ。このほかに、協議会、その2市1町の有害鳥獣駆除対策協議会の補助が1頭当たり5,000円出ております。それから、25年度につきましては、国庫補助というように、国の補助が8,000円ありまして、駆除期間については、太良町が1頭当たり1万9,000円、鹿島市が1万8,000円、嬉野市が1万3,000円という状況でございます。

以上でございます。

#### ○10番（久保繁幸君）

今のはイノシシの件でありました。最近お話を聞いておりますと、アライグマも大分ふえとるといようなお話を聞きますが、本町ではアライグマの状況はどのような状況なのか、お尋ねをいたします。

#### ○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

町内においても、アライグマが発生をいたしております。正確には覚えていませんが、二、三頭捕獲の実績が報告をされております。

以上でございます。

#### ○10番（久保繁幸君）

そして今、そのアライグマは有害鳥獣のまだ指定にはなっていないわけなんですか。

それと、そのアライグマ等々をとられた方のその報償等はまだ決まっていなければならないと思うんですが、どこら辺までがどういうふうなアライグマの侵入が確認されておるのか、お尋ねいたします。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

アライグマは、有害鳥獣の指定を受けております。1頭当たり1,000円というようなことで補助がございます。それから、アライグマの分布ですが、昨年度伊福で2頭捕獲をされております。本年の7月ですか、風配の空き家です、農機具の小屋みたいにして使われておりますが、空き家にどうもアライグマが住んでいるみたいだというようなことでお電話ございまして、私たち行きましたら、間違いなくアライグマでしたので、棒でつついたりなんかしてて、ちょっとわなをかけようかというようなことで帰ったら、二、三日したらもうその家の所有者がいなくなったというような状況で、多分大浦地区、町内全域でアライグマが分布をしてるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

**○10番（久保繁幸君）**

アライグマの場合、1頭1,000円ということで、あれも大分子供を産むらしいんですが、これで駆除対策が迫いつくのか。また、我々が農家でどういう被害があっておられるのかちょっとわからないんですが、これがふえる前に駆除対策等々お考えになるのがいいのではなかろうかと思ってこのようなことを言っておりますが、今後の駆除対策方法はどのように行われていく予定ですか。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

アライグマもですが、アナグマとアライグマも発生をいたしておりますので、小型獣の箱わなというのがございます。それを購入をして、アライグマ、アナグマの駆除に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○3番（所賀 廣君）**

22ページの消防施設についてですが、ここの負担金補助及び交付金で328万3,000円ですか、これは提案理由の中では杉谷地区、油津地区、波瀬ノ浦地区の防火水槽改修工事となっております。このそれぞれの内容と、それから補助金の金額が幾らになっているのかをまずお尋ねします。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

まず、杉谷が新設の242万9,000円、これにかかる、直工です、そういうふうになっております。それで、油津地区の分につきましてはふたをするということでございます。あそこの神社の枯れ葉等がどんどん入ってきて、防火水槽に入ってしまったということで、ふたをするということで、これが67万2,000円かかります。それから、もう一つは波瀬ノ浦ですけれども、波瀬ノ浦のほうで、北側に消防詰所の横に1つありまして、今度湾の反対側の南側のほうに1つ防火水槽があるんですけども、その南側のほうに今使っていない農業用水を上げているパイプから、その水槽のほうに引き込みをするという工事で、これが54万8,000円ということになっております。

以上でございます。

**○3番（所賀 廣君）**

今言われた杉谷の242万9,000円、油津の67万2,000円、波瀬ノ浦の54万8,000円、これそれぞれ3つともこの直工の9割を負担しますということによろしいですか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

はい、そのとおりでございます。

**○3番（所賀 廣君）**

この波瀬ノ浦の分については、自分のところでボーリングされて、それを上に上げて使っておられる、生活用水にも使っておられると思うわけですが、ここにこの防火水槽に予算を立てて、給水施設を約40メートルぐらいだと議案調査の折聞きましたけど、珍しいケースだと思われませんか。これがほかの防火水槽、どこも特定しなくても、ほかの防火水槽からこういった要望とかあったら、ここが一つの例になると思います、非常に珍しい例だと思いますので、ほかのところから何かうちでもしてくいさというふうな要望があったときに、全ての要件それを聞き入れていくのかどうか、この辺が一つのポイントになるような感じがしますが、基本的にこれから先どういうふうにかえますか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

ここの波瀬ノ浦地区と申しますのは、先ほど申しました今回給水管を引くところの防火水槽につきましては、現在その地区民が使っておる水道水ですね、地区で設置されてるんですけど、そこから補給をしておる状況でございます。そこから補給をされておることであるために、夕方近くになると、給水をするその水の量が、絶対量が減ってしまって、いざ有事というときにそこから給水ができないという状況になるという特殊事情がございます。それと、ここは消火栓を設置する水圧等がないために、現実には先ほど申しました詰所の横の防火水槽とその南側の今回補助を出す分の2つしかなくて、あとは全く水利がないというような、川が小さいのがありますが、そことあと潮が満ちてきたときの潮ということでございますので、非常にあそこの集落の戸数が、例えば大火事になってずっと類焼していくと

ということになると、とてもその水では足りないというような状況があるという判断のもとに、今回その工事をさせていただくということにいたしましたわけでございます。ですので、この町の消防施設整備費の補助金交付要綱の中にも、この中にも防火水槽とか格納庫、それから詰所、ホース乾燥台について補助を出しますよということが決まっておるわけですが、その他の消防施設として特に町長が認めるものという、該当の部分がございまして、そこに今回特に当てはめるといふような形で認めていただきたいということでございます。今後ともそういう特殊な例が出てくれば、ケース・バイ・ケースで考えていきたいというふうに思います。

**○9番（見陣泰幸君）**

今の問題ですけど、施設的にはいい施設だと思うんですよ、考案的には。ただ、今質問があったように、全額補助なのか、地域負担が幾らかとるのか、そこら辺はどうなってますか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

これが、防火水槽と同じように、直工ですね、直接工事の90%を補助するというところでございます。

**○9番（見陣泰幸君）**

そこら辺は地域との話し合いももうでき来上がっているということで理解しとってよかですか。

**○総務課長（毎原哲也君）**

はい、そのとおりでございます。

**○10番（久保繁幸君）**

16ページの一般管理費の委託料の弁護士委託料25万7,000円、それと23ページの教育費の中の弁護士委託料45万7,000円、これについて御説明をお願いいたします。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

まず、19ページの委託料の25万7,000円でございます。16ページですね。13の委託料について御説明いたします。

これにつきましては、今回うちが裁判をされた件で、昨年で第一審が終了いたしまして、昨年の11月30日にその裁判が結審をいたしました。次に、福岡高等裁判所に控訴をされたので、その裁判がまず4月11日と5月30日と、その2日、ことしですね、25年4月11日と5月30日に2回あっております。その第2回目の裁判で結審をいたしましたので、今回今年度の25年の4月11日と5月30日につきましてはの弁護士の委託料を計上させていただいておるということでございます。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

お答えいたします。

教育総務費の、23ページですけど、事務局費の委託料45万7,000円の弁護士委託料でございます。これにつきましては、裁判、大浦中学校にかかわる裁判の終結に伴う弁護士への成功報酬ということでございます。

以上です。

**○10番（久保繁幸君）**

ちょっとよくわからんとで再度お伺いしますが、16ページの委託料のほうは結審したということですね。このまた結審した、結審したというか、裁判の内容、また今の分、23ページの、これも結審の裁判費用ということでありました。その内容、両方の内容を教えてください。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えいたします。

裁判の内容と申しますと、結局判決ということでよろしいでしょうか。判決につきましては、控訴を棄却するということでございます。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

お答えをいたします。

判決の内容ですけど、原告の請求をいずれも棄却する、そして訴訟費用は原告の負担とすると。

以上でございます。

**○10番（久保繁幸君）**

そしたらば、両方の裁判のほうで、各裁判費用が幾らずつ要ったのか、総額、最初から結審まで。それを教えていただきたいと思います。

**○総務課長（毎原哲也君）**

お答えします。

全部で、当初からいきますと、平成22年から始まっております。総費用が107万830円ということでございます。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

お答えをいたします。

平成21年12月に手数料、着手金ということで42万円をお支払いをしております。それと、今回補正予算で計上しております45万7,000円、合わせまして87万7,000円が裁判費用ということでございます。

以上です。

**○11番（坂口久信君）**

その学校のほうで保護者も多分裁判に訴えられていたと思いますけど、保護者関係のほう

はどのようになっていますか。その負担あたりも含めて教えていただければ。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、この件については、保護者のほうと町と訴えられた案件でございます。保護者側の総経費は約80万円と聞いております。着手金と成功報酬料で80万円と聞いております。それと、その経費の負担については、保護者がその全体の約2分の1でございます。あと学校の先生とか、校長以下6名の方もそういう訴えられたケースになっておまして、保護者の負担をなるべく軽減してやりたいということで、前陣内教育長とあと残った半分の額ですね、については先生と前教育長で負担をしていただいたような流れになっております。

以上です。

**○11番（坂口久信君）**

今回、そういうふうで幸いにしてそう大した金額じゃなくして、そしてまた教育長含めて学校関係で半分を、保護者の半分を負担していただいたということは非常にありがたいことで、よかったかなと思っておりますし、その中で町も少しは負担をしとけば、法的に多分問題があるというようなことで、多分町は出していないんじゃないかなと思っておりますけど、教育長がそのかわりをしたというかな、先生とで保護者負担の半分を軽減してやったということで私は理解しておりますけれども、大変いいことをしていただいたと思っておりますけれども、その町のかかわりは多分私が言うたごとなのか、その辺について、担当課長。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

坂口議員おっしゃるとおりで、町がかかわる、その保護者のほうの負担ということにはできないということで、したがいまして一応先生方も6名いらっしゃいまして、やっぱりかわいい教え子ということで、できるだけもう保護者の負担を軽減してやりたいというのがそこにはございまして、そういった経緯でございます。

以上です。

**○9番（見陣泰幸君）**

19ページの13の委託料のところ、農地地図情報システム整備委託料とありますけど、説明では電子地図化を行うということを書いてありますけど、その内容説明をお願いします。

**○農林水産課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

人・農地プランの作成、実行に向け、地域農業支援組織の連携強化の一環として、農地情報の地図化に必要な経費の支援を10分の10で国が行うというようなことで採択をされましたので、今回補正をお願いしたところでございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

この内容について、2年ぐらい前から言っておりましたが、荒廃地とか、そういう町内の農地のあり方とか、そういう地図を作成するのか、そこら辺のちょっと細かな内容はまだわかってないですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

人・農地プランの計画に参加されている方の農地等を地図上で表示をいたします。その中で、今後主体的な地域の担い手というような方の農地については斜線を引いて、その周辺をどのように集約化をしていくかというようなことで、これまで手作業でちょっとやっておりましたが、ことし6月に要望調査がございまして採択になりましたので、今回その手を挙げたというようなことで、あくまでも人・農地プランの計画に挙げられている方々の農地についての管理でございます。耕作放棄地については、もう一つ農地等の地図がございます。今回、飛行機を鹿島市さん、嬉野市さん、太良町で共同で飛ばされておりますので、来年度にはデータとして来るかと思っておりますので、そちらはそのデータを活用して今後管理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

そしたら、今回出てるのは、ちょっと言えば新規就農者を対象にするということですかね。そして、今言われた町内全般の荒廃地とか農地あたりはそれは全く別の地図で示すということですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

人・農地プランという計画がございます。その計画に位置づけられた方、先ほど議員さんおっしゃいましたが、新規就農者であるとか、地域の今後の担い手というか、主となる農業者等々、その計画に参加をされている方の農地を地図化をいたしまして、色をつけたりなんかして出力をして、計画と一緒に管理をして、国に報告をするということになっておりますので、そういうのに活用を主にするのがこの地図化でございます。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第71号 平成25年度太良町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。  
昼食のため暫時休憩します。

午後0時2分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。  
休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

#### 日程第21 議案第72号

○議長（末次利男君）

日程第21. 議案第72号 平成25年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。  
討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第72号 平成25年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第22 議案第73号

○議長（末次利男君）

日程第22. 議案第73号 平成25年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第73号 平成25年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第74号

○議長（末次利男君）

日程第23. 議案第74号 平成25年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第74号 平成25年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第75号

○議長（末次利男君）

日程第24. 議案第75号 平成25年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第75号 平成25年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第25 議案第76号

○議長（末次利男君）

日程第25. 議案第76号 平成25年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第76号 平成25年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第26 閉会中の付託事件について

○議長（末次利男君）

日程第26. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しておりました別紙付託申出書どおり、閉会中もなお継続して調査をしたい旨、申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○議長（末次利男君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

#### 追加日程第1～第3 意見書第3号～意見書第5号

○議長（末次利男君）

追加日程第1. 意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）、追加日程第2. 意見書第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）及び追加日程第3. 意見書第5号 道州制導入に断固反対する意見書（案）を一括議題といたします。

お諮りします。意見書（案）は、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決します。

意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）、意見書第4号 「森林吸収

源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）及び意見書第5号 道州制導入に断固反対する意見書（案）を一括して採決いたします。本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（末次利男君）**

起立全員。よって、意見書第3号、意見書第4号及び意見書第5号はいずれも原案どおり可決されました。

この際申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言について、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを御承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては会議規則第43条の規定に基づきその整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（末次利男君）**

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもちまして平成25年第3回太良町議会定例会第3回を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時7分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 川 下 武 則

署名議員 見 陣 泰 幸

署名議員 久 保 繁 幸